

令和6年度 事業報告

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

I 目的

当センターでは、東北地域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「貸切バス事業者」という。)への巡回指導業務を中心に実施し、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」に向け、国の監査機能の補完的役割を担う適正化実施機関として責務を果たすため、関係者の皆様のご理解ご協力を得ながら貸切バス事業の適正化を推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることを目的に活動しました。

II 役員、評議員、適正化事業諮問委員及び職員

1. 期末現在における役員は、理事4名、監事1名の5名。(別表1)
2. 期末現在における評議員は、5名。(別表1)
3. 期末現在における適正化事業諮問委員は、5名。(別表1)
4. 期末現在におけるセンターの常勤者は、職員6名。

III 理事会、適正化事業諮問委員会及び評議員会

1. 理事会

○令和6年5月24日 仙台サンプラザ

議 事

第1号議案 令和5年度事業報告について

第2号議案 令和5年度決算報告について

第3号議案 令和5年度監査報告について

報告事項

- ・認可申請及び今後のスケジュールについて

○令和7年2月27日 仙台サンプラザ

議 事

第1号議案 令和7年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について

第2号議案 令和7年度貸切バス事業者負担金の額及び徴収方法について

第3号議案 東北貸切バス適正化センター職員給与規程の改正について

報告事項

- ・今後のスケジュールについて

2. 適正化事業諮問委員会

○令和6年6月10日 仙台サンプラザ

諮問事項

第1号議案 令和5年度事業報告について

第2号議案 令和5年度決算報告について

第3号議案 令和5年度監査報告について

報告事項

- ・令和5年度事業報告について（評議員会）
- ・認可申請及び今後のスケジュールについて

○令和7年3月7日 書面表決

諮問事項

第1号議案 令和7年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について

第2号議案 令和7年度貸切バス事業者の負担金の額及び徴収方法について

報告事項

- ・職員給与規程の改正について
- ・今後のスケジュールについて

3. 評議員会

○令和6年6月10日 仙台サンプラザ

決議事項

第1号議案 令和5年度事業報告について

第2号議案 令和5年度決算報告について

第3号議案 令和5年度監査報告について

報告事項

- ・令和5年度事業報告について（評議員会）
- ・認可申請及び今後のスケジュールについて

○令和7年3月6日 仙台サンプラザ

決議事項

第1号議案 令和7年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について

第2号議案 令和7年度貸切バス事業者の負担金の額及び徴収方法について

報告事項

- ・職員給与規程の改正について
- ・今後のスケジュールについて

IV 許認可等申請

1. 道路運送法第43条の14第2項に基づく届出

令和6年6月11日付け東北運輸局長あて届出

「一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の提出について」

2. 道路運送法第43条の14第1項に基づく認可申請

令和7年3月12日付け東北運輸局長あて申請

「一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画及び収支予算並びに資金計画の認可申請」

令和7年3月25日付け東北運輸局長認可（東自旅一第736号）

3. 道路運送法第43条の15第2項に基づく認可申請

令和7年3月12日付け東北運輸局長あて申請

「一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法の認可申請」

令和7年3月25日付け東北運輸局長認可（東自旅一第737号）

V 事業の実施状況報告

1. 巡回指導の実施

令和6年度については、国土交通省より通知された「令和6年度の一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導等の運用方針について」に基づいて巡回指導項目(45項目)による指導を実施しました。また、評価結果の分類が「C」以下等の特定の営業所に対する再度の巡回指導についても、確実に実施し法令遵守状況の確認を行いました。

(1)実施計画に基づく巡回指導の実施

巡回指導等の実施にあたっては、計画を見直ししながら全営業所(優良営業所、年度途中の廃止事業者(廃止営業所)を除く。)に対して適正かつ公正に実施するとともに改善が必要な事業者に対しては、きめ細かな指導を実施することができました。

実施状況は以下のとおりです。

◆巡回指導実施状況

月	事業計画 営業所数	実 施 営業所数	県別巡回指導実施営業所数					
			青森	岩手	秋田	宮城	山形	福島
4月	28	24 (1)	8	3	0	3	3	7
5月	23	23	4	3	3	4	3	6
6月	29	29	10	5	3	5	1	5
7月	27	27	8	6	2	3	3	5
8月	22	20	3	3	4	4	2	4
9月	28	28 (1)	7	8	4	0	3	6
10月	32	24	5	4	0	5	4	6
11月	26	29	3	8	0	6	4	8
12月	17	21	0	1	0	14	0	6
1月	17	15	0	1	0	10	0	4
2月	16	15	0	2	0	10	0	3
3月	4	10 (6)	3	1	1	4	1	0
計	269	265 (8)	51	45	17	68	24	60

※実施営業所数の()は特定営業所に対する再巡回指導で内数

(2)法令改正に対応したきめ細やかな指導の実施

令和6年4月1日に施行された改正旅客自動車運送事業運輸規則により義務付けとなった点呼状況の録音・録画、アルコール検査状況の写真撮影、点呼記録簿の電磁記録化等について確認を行い、撮影角度や音量、泊運行時における電話点呼の録音や写真撮影方法等について、きめ細やかな指導を行いました。

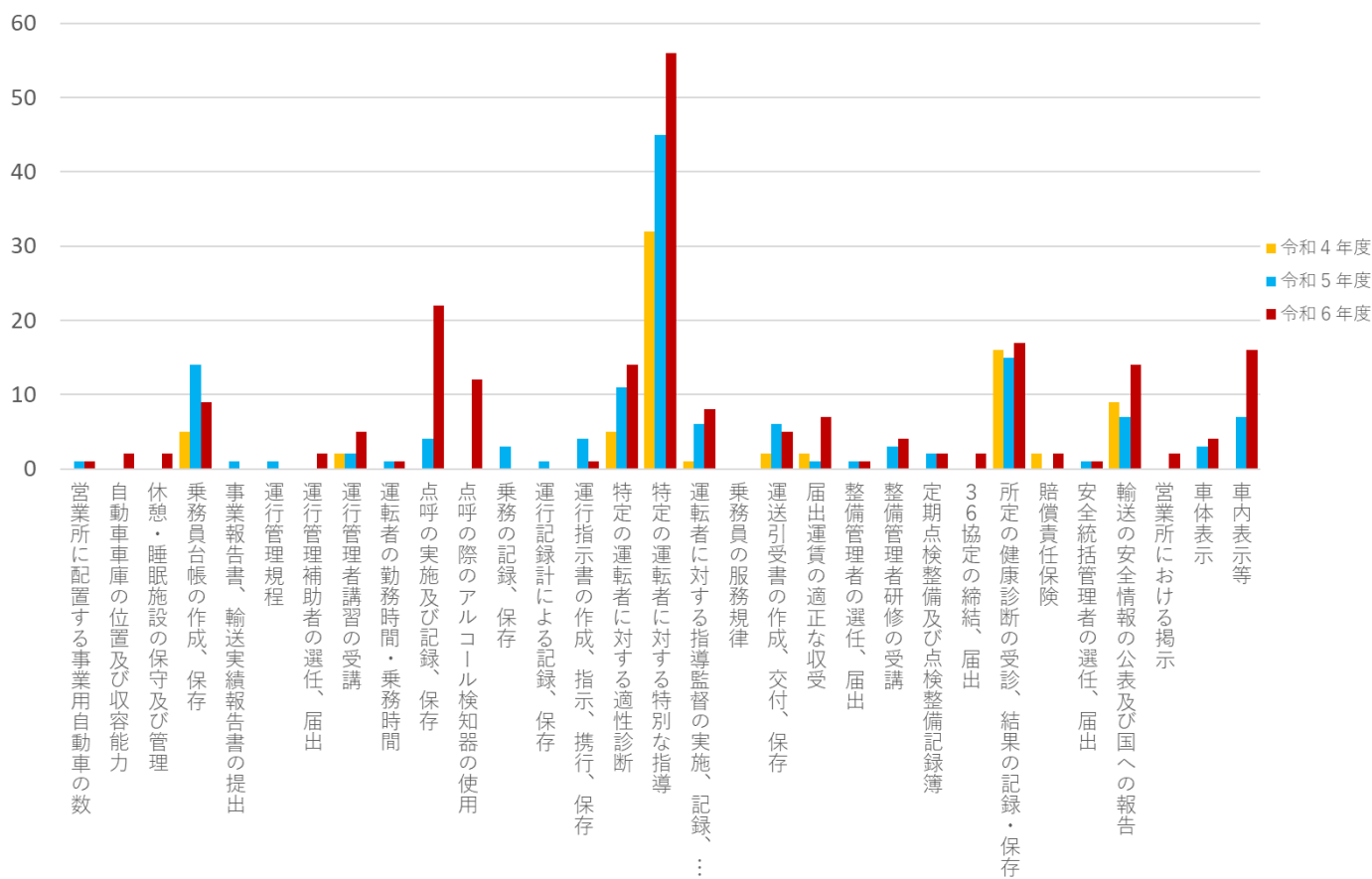
また、巡回指導の拒否又は輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反のある営業所(事業者)と認められた場合は、直ちに運輸局へ報告を行うための体制を構築しておりますが、拒否又は重大な法令違反のある営業所(事業者)はありませんでした。

(3)改善を必要とする営業所

巡回指導の結果、93営業所に対して「改善要請」を行いました。これらの営業所に対しては、個々の営業所(事業者)からの改善報告を受け、挙証書類等による指導事項ごとにきめ細かな指導を行いました。

令和6年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る巡回指導指摘事項は下表のとおりとなっており、おもな指摘事項としては「特定運転者に対する適性診断の未受診」「特定運転者に対する特別な指導の未実施」が依然として多く見受けられたほか、令和6年度の特徴として法改正により必要となった点呼時の録音録画やアルコール検査状況の写真において不備が見られました。

巡回指導項目別指導事項件数（令和4～6年度比較）



(4)特定の営業所に対する法令遵守状況の確認

令和5年度に引き続き運用方針で示された特定営業所(※)は、13営業所が該当しました。そのうち7営業所について再度の巡回指導を実施し法令遵守状況を確認しました。(1営業所は廃止、3営業所は令和7年度実施予定、2営業所は未改善により国による監査実施又は実施予定)

(※)巡回指導を実施した結果、評価結果の分類が「C」以下となった営業所又は「届出運賃の適正な収受」の項目の判定が「否」だった営業所については指摘事項の改善報告があった日から、原則3か月後に再度の巡回指導(訪問方式に限る。)を実施することとする。(令和5年度運用方針より抜粋)

2. 「新安全ルール点検」の実施による関係法令等の周知

令和6年度巡回指導の対象外となった優良営業所に対し、令和6年4月1日より義務付けとなった点呼状況の録音・録画、アルコール検査状況の写真撮影、点呼記録簿の電磁記録化及び大型車のタイヤ脱落事故防止の措置状況について確認を行うため、当センター独自の取り組みとして「新安全ルール点検」を実施しました。その結果、宿泊を伴う運行時のアルコール検査状況の写真撮影等の不備がいくつかの営業所において確認されたものの、全体的には適切に改正法令に対応していることを確認しました。

◆新安全ルール点検実施状況

月	点検実施 営業所数	県別点検実施営業所数					
		青森	岩手	秋田	宮城	山形	福島
4月	0	0	0	0	0	0	0
5月	8	0	2	1	0	2	3
6月	13	3	4	1	3	1	1
7月	11	0	3	2	3	2	1
8月	4	1	1	0	1	1	0
9月	6	1	0	3	0	0	2
10月	7	2	0	0	2	0	3
11月	8	1	0	0	4	2	1
12月	10	0	2	0	6	0	2
1月	4	0	2	0	2	0	0
2月	5	0	2	0	2	0	1
計	76	8	16	7	23	8	14

※指導事項

- ・宿泊を伴う運行時のアルコール検査状況の写真撮影・保存不備 6件
- ・宿泊を伴う運行時の点呼(電話)状況の録音不備 2件

3. 講習会等を通じた事業者に対する法令遵守等の啓発

令和7年1月30日公益社団法人岩手県バス協会主催の「安全輸送講習会」(会員事業者約50名参加)に講師として参加し、「巡回指導における改善要請の内容」と題した講演を行いました。講習会実施以降に巡回指導を行った事業者に改善がみられる等大きな効果があったと考えられることから、今後は他の県バス協会において実施される同様の講習会への参加も検討します。

4. 貸切バス経営類似行為(白バス)の防止を図るための活動について

貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営む行為の防止を図るため、関係機関等と連携を図りながら、啓発活動を行っております。

5. 貸切バス利用者等から寄せられた苦情等に対応するための体制について

令和6年度の苦情等は5件ありました。当センターで処理できない事案は国へ情報提供を図りました。今後も引き続き貸切バス事業者及び利用者等からの苦情については、適正かつ円滑な処理に努めてまいります。

6. 負担金取扱業務

令和6年度の負担金徴収については、昨年度に引き続き貸切バス事業者の経営状況等を勘案し、請求時期と納付期限を一カ月遅らせることとしましたが、新型コロナの第5類移行から一定の期間が経過したこともあり、納付期限の猶予(延滞金免除)については行わないこととしました。

負担金については、対象全事業者から納付していただき、納付割合は100%となり、未納付事業者はありませんでした。

(参考)

◆当初負担金請求事業者数 316事業者

うち一括納入事業者数 294事業者

うち分割納入事業者数 22事業者

◆負担金清算(返還)事業者数 7事業者

(事業廃止1者、事業休止2者、営業所廃止4者)

◆負担金督促 計4回.(延べ30事業者)

(別表1)

令和7年3月31日現在

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 役員名簿

代表理事（理事長）	北 村 治
理 事	長 南 淳
理 事	菅 原 克 也
理 事（常勤）	佐 藤 聡
監 事	御 木 剛 栄

（以上5名）

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 評議員名簿

評 議 員	徳 永 幸 之
評 議 員	小 池 泰 博
評 議 員	小 野 晋
評 議 員	齋 藤 善 一
評 議 員	本 田 一 彦

（以上5名）

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 適正化事業諮問委員名簿

適正化事業諮問委員	徳 永 幸 之
適正化事業諮問委員	小 池 泰 博
適正化事業諮問委員	小 野 晋
適正化事業諮問委員	齋 藤 善 一
適正化事業諮問委員	本 田 一 彦

（以上5名）